日光市監査委員告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項及び第７項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年３月２３日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　保険年金課・資源循環推進課
　　公益社団法人　日光市シルバー人材センター
２　監査の期間　　令和８年１月９日～令和８年１月２２日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

保険年金課

４　監査の期間

令和８年１月９日～令和８年１月２２日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

資源循環推進課

４　監査の期間

令和８年１月９日～令和８年１月２２日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

（ア）単価契約に係る業務委託において、見積（入札）実施の通知に「入札額、落札額ともに小数点以下の端数を切り捨てる」旨を記載しているが、契約時に小数点以下の端数を含めた額で契約し、契約額と落札額の齟齬を生じているものが見受けられた。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による財政援助団体等監査

３　監査の対象

公益社団法人 日光市シルバー人材センター

４　監査の期間

令和８年１月９日～令和８年１月２２日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

新たな就業機会の創出のため、実績が少ない派遣事業は今後の事業拡大の可能性があると考えられる。そのため、企業が求める資格を有する人材の発掘や、受け入れ先となる事業者の把握、それぞれのニーズや条件等の実態調査に取り組まれるようお願いしたい。